

介護給付費単位数等サービスコード表(案)
(令和8年6月・8月施行版)

介護サービス

I 居宅サービスコード	
1 訪問介護サービスコード表	1
2 訪問入浴介護サービスコード表	108
3 訪問看護サービスコード表	109
4 訪問リハビリテーションサービスコード表	128
5 居宅療養管理指導サービスコード表	129
6 通所介護サービスコード表	130
7 通所リハビリテーションサービスコード表	143
8 短期入所生活介護サービスコード表	170
9 短期入所療養介護サービスコード表	
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護	195
ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護	220
ハ 診療所における短期入所療養介護	257
ホ 介護医療院における短期入所療養介護費	265
10 特定施設入居者生活介護サービスコード表	302
11 福祉用具貸与サービスコード表	317
II 居宅介護支援サービスコード	
居宅介護支援サービスコード表	318
III 施設サービスコード	
1 介護福祉施設サービスコード表	331
2 介護保健施設サービスコード表	345
3 介護医療院サービス	371
IV 特定入所者介護サービス費サービスコード	404

●留意事項

令和3年度介護報酬改定では、サービス利用者のサービス利用機会の公平性確保の観点から、通所介護等の「大規模型事業所」を利用する利用者の給付額管理については、「通常規模型事業所」の単位数を用いることとされた。そのためサービスコード表においても、当該給付管理に用いる「給付管理用単位数」を新たに表している。（空欄については従来通り給付管理を行う。）

※対象サービス

通所介護、通所リハビリテーション

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100

〇〇%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

〇〇%減算 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数 × 〇〇/100

2. 各項目の留意点

各項目の留意点は以下のとおり。

項目	留意点
サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、 「I」、「O」、「Q」を除く。
サービス内容略称	全角32文字以内とする。

9 短期入所療養介護サービスコード表
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
22 1111	老短 I i 1	(1)介護老人保健施設短期入所療養介護費 (イ)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <従来型個室> 【基本型】	要介護1	753	1日につき	
22 1115	老短 I i 1・夜			753 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		730
22 1121	老短 I i 2			要介護2			801
22 1125	老短 I i 2・夜			801 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		777
22 1131	老短 I i 3			要介護3			864
22 1135	老短 I i 3・夜			864 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		838
22 1141	老短 I i 4			要介護4			918
22 1145	老短 I i 4・夜			918 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		890
22 1151	老短 I i 5			要介護5			971
22 1155	老短 I i 5・夜			971 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		942
22 1601	老短 I ii 1		要介護1		819		
22 1602	老短 I ii 1・夜		819 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	794		
22 1603	老短 I ii 2		要介護2		893		
22 1604	老短 I ii 2・夜		893 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	866		
22 1605	老短 I ii 3		要介護3		958		
22 1606	老短 I ii 3・夜		958 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	929		
22 1607	老短 I ii 4		要介護4		1,017		
22 1608	老短 I ii 4・夜		1,017 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	986		
22 1609	老短 I ii 5		要介護5		1,074		
22 1610	老短 I ii 5・夜		1,074 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,042		
22 1311	老短 I iii 1	c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <多居室> 【基本型】	要介護1	830	830		
22 1315	老短 I iii 1・夜		830 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	805		
22 1321	老短 I iii 2		要介護2		880		
22 1325	老短 I iii 2・夜		880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	854		
22 1331	老短 I iii 3		要介護3		944		
22 1335	老短 I iii 3・夜		944 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	916		
22 1341	老短 I iii 4		要介護4		997		
22 1345	老短 I iii 4・夜		997 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	967		
22 1351	老短 I iii 5		要介護5		1,052		
22 1355	老短 I iii 5・夜		1,052 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,020		
22 1611	老短 I iv 1	d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <多居室> 【在宅強化型】	要介護1	902	902		
22 1612	老短 I iv 1・夜		902 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	875		
22 1613	老短 I iv 2		要介護2		979		
22 1614	老短 I iv 2・夜		979 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	950		
22 1615	老短 I iv 3		要介護3		1,044		
22 1616	老短 I iv 3・夜		1,044 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,013		
22 1617	老短 I iv 4		要介護4		1,102		
22 1618	老短 I iv 4・夜		1,102 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,069		
22 1619	老短 I iv 5		要介護5		1,161		
22 1620	老短 I iv 5・夜		1,161 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,126		

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
22 6160	老短室料相当額控除	室料相当額控除	26 単位減算	-26	1日につき
22 6117	老短夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算	24 単位加算	24	
22 6111	老短個別リハビリ加算	個別リハビリテーション実施加算	240 単位加算	240	
22 6254	老短認知症ケア加算	認知症ケア加算	76 単位加算	76	
22 6121	老短認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)	200 単位加算	200	
22 6277	老短緊急短期入所受入加算	緊急短期入所受入加算(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	90 単位加算	90	
22 6109	老短若年性認知症受入加算1	若年性認知症利用者受入加算	(1)、(2)を算定する場合 120 単位加算	120	
22 6110	老短若年性認知症受入加算2		(3)を算定する場合 60 単位加算	60	
22 6278	老短重度療養管理加算1	重度療養管理加算	(1)(一)、(2)(一)を算定する場合 120 単位加算	120	
22 6279	老短重度療養管理加算2	(要介護4・5に限る)	(3)を算定する場合 60 単位加算	60	
22 6280	老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ((1)(一)a、(1)(一)c、(2)(一)a、(2)(一)cを算定する場合)	51 単位加算	51	
22 6281	老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ((1)(一)b、(1)(一)d、(2)(一)b、(2)(一)dを算定する場合)	51 単位加算	51	
22 1920	老短送迎加算	送迎を行う場合	184 単位加算	184	片道につき
22 6601	老短療養体制維持特別加算Ⅰ	療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算Ⅰ 27 単位加算	27	1日につき
22 6602	老短療養体制維持特別加算Ⅱ		(二)療養体制維持特別加算Ⅱ 57 単位加算	57	
22 6001	老短総合医学管理加算	(4)総合医学管理加算(利用中に10日を限度)	275 単位	275	
22 6192	老短口腔連携強化加算	(5)口腔連携強化加算	50 単位加算	50	月1回限度
22 6275	老短療養食加算	(6)療養食加算(1日に3回を限度)	8 単位加算	8	1回につき
22 6133	老短認知症専門ケア加算Ⅰ	(7)認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算Ⅰ 3 単位加算	3	1日につき
22 6134	老短認知症専門ケア加算Ⅱ		(二)認知症専門ケア加算Ⅱ 4 単位加算	4	
22 9000	老短緊急時治療管理1	(8)緊急時施設療養費	(一)緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 518 単位	518	月3日限度
22 6000	老短緊急時治療管理2		療養型老健の場合 518 単位	518	
22 6237	老短生産性向上推進体制加算Ⅰ	(9)生産性向上推進体制加算	(一)生産性向上推進体制加算Ⅰ 100 単位加算	100	1月につき
22 6238	老短生産性向上推進体制加算Ⅱ		(二)生産性向上推進体制加算Ⅱ 10 単位加算	10	
22 6099	老短サービス提供体制加算Ⅰ	(10)サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算Ⅰ 22 単位加算	22	1日につき
22 6100	老短サービス提供体制加算Ⅱ		(二)サービス提供体制強化加算Ⅱ 18 単位加算	18	
22 6103	老短サービス提供体制加算Ⅲ		(三)サービス提供体制強化加算Ⅲ 6 単位加算	6	
22 6108	老短処遇改善加算Ⅰ1	(11)介護職員等処遇改善加算	(一)介護職員等処遇改善加算Ⅰイ 所定単位数の 90/1000 加算		1月につき
22 6183	老短処遇改善加算Ⅰ2		(二)介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 所定単位数の 97/1000 加算		
22 6107	老短処遇改善加算Ⅱ1		(三)介護職員等処遇改善加算Ⅱイ 所定単位数の 86/1000 加算		
22 6184	老短処遇改善加算Ⅱ2		(四)介護職員等処遇改善加算Ⅱロ 所定単位数の 93/1000 加算		
22 6104	老短処遇改善加算Ⅲ		(五)介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の 69/1000 加算		
22 6380	老短処遇改善加算Ⅳ		(六)介護職員等処遇改善加算Ⅳ 所定単位数の 59/1000 加算		